

働きやすい職場づくり補助金

子育て世帯や高齢者、障害者、外国人などだれもが働きやすい職場づくりのため
従業員のメンタルヘルスケアにかかる費用や就業規則の見直しなどにかかる費用を補助します！

従業員用の男女別設備の整備に要する費用への補助は令和6年度で終了しました。

メンタルヘルスケア

新規

- 対象者 市内に本店を有する中小企業者、または中小企業団体
1事業者通算1回のみ申請可能
- 対象経費 ① 従業員50人未満の企業のストレスチェックに係る費用
② 企業が外部講師を招聘して実施するハラスメント研修
③ 臨床心理士等の有資格者への従業員向けカウンセリング委託料等
④ その他、法令を上回るメンタルヘルスケアに係る費用
- 補助率 対象経費の1/2 上限10万円（千円未満切捨て）

就業規則の見直しなど

拡充

- 対象者 市内に本店を有する中小企業者、または中小企業団体
1事業者通算1回のみ申請可能
ただし、子育て応援企業は認定期間中であれば
1事業者1年度1回まで申請可能
- 対象経費 就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料
活用例「子の看護休暇の子の対象年齢を引き上げる」
「ビジネスケアラーのための介護休暇の日数を増やす」など
- 補助率 対象経費の1/2 上限10万円（千円未満切捨て）

どちらも
契約前に補助金の申請が
必要です



詳細な要件は豊橋市HPにてご確認ください。

- ・フローチャート
- ・必要書類一覧
- ・申請様式 など



<https://www.city.toyohashi.lg.jp/32010.htm>

補助金のお問い合わせ

豊橋市役所 産業部 商工業振興課
人材・雇用サポートグループ
☎ 0532-51-2435 📠 0532-55-9090
✉ shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

働きやすい職場づくりに関する情報をもっと知りたい事業者様へ



メンタルヘルスケアの**出前講座**※あります！**無料**

ストレスの理解や対応方法、ゲートキーパーの
役割についての出前講座を事業所で実施できます。
詳しくは、**お電話**でお問い合わせください。

多数応募の際は、希望に添えない場合や選定をさせていただく場合がございます。

※メンタルヘルスケアの出前講座は
「とよはし健康宣言事業所応援メニュー」
の1つです

詳しくはこちら



豊橋市保健所 健康増進課 地域支援グループ
☎ 0532-39-9145

✉ kenkouzoushin@city.toyohashi.lg.jp

働きやすい職場づくり補助金 相談シート

※最下部の確認事項を必ずお読みいただき、レ点でチェックをお願いいたします。

団体名 (担当者名)	() <input type="checkbox"/> 市内に本店を有する中小企業者及び中小企業団体である
tel	
mail	

メンタルヘルス

※法令を上回る部分について根拠法令を添付していただくと確認がスムーズです。

実施内容	例) 外部講師を呼び、ハラスメント研修を行う
現在の状況	例) 実施していない <input type="checkbox"/> 法令を上回る事業である
実施期間 (予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
依頼先 (予定)	

就業規則の見直し等

※法令を上回る部分について根拠法令をご提示いただくと確認がスムーズです。

見直し等の概要	例) ○○休暇について○○日取得できるよう改修する <input type="checkbox"/> 法令を上回る整備となっている
現在の状況	例) ○○休暇について未整備
整備期間 (予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
依頼先 (予定)	

確認事項

※レ点でチェックをお願いします。

- フローチャートを予め確認しました。
- 申請年度内に完了します。
- 他の公的な補助金を利用していません。
- 事業実施後3年程度、事業効果について市からの調査があった場合には協力します。
- 会社名などを事例として市のHP等で紹介することに同意します。

